

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認茨城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	14 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	12 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	18 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	13 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年6月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和55年6月から同年11月まで
社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和55年6月から同年11月までの国民年金保険料が未納とされていた。
申立期間については、昭和55年6月1日付けで退職後、国民年金に加入し、保険料をまとめて納付したはずである。
このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する年金手帳及び申立人の居住地を管轄する社会保険事務所が管理する国民年金被保険者台帳（特殊台帳）により、申立人は、昭和54年8月1日付けで厚生年金保険被保険者資格を取得したことにより国民年金被保険者資格を喪失し、56年1月21日に同資格を再取得していることが確認できるが、同年1月からの保険料を現年度納付していることから、この時点において時効未到来である申立期間の保険料を納付することは可能である。

また、申立人に係る昭和56年1月21日に国民年金に再加入する手続において、申立期間当時の厚生年金保険被保険者資格の取得・喪失年月日を十分に確認せず、国民年金被保険者資格を取得させたことについては、行政側の申立人に係る記録管理の事務処理が適正に行われていたとは言い難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年2月から同年11月までの付加保険料を含む国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年2月から同年11月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和47年2月から同年11月までの国民年金保険料が還付されているとの回答を受けた。

厚生年金保険に加入していたが、昭和46年9月から53年3月までの付加保険料を含む国民年金保険料も同時に納付し続けていた。

その後、申立期間を含む昭和46年9月から53年3月までの付加保険料を含む国民年金保険料が還付されたが、厚生年金保険被保険者期間の記録が無い申立期間については、本来であれば、国民年金に加入すべき期間のはずである。

このため、申立期間について、保険料が還付済みとされ、国民年金に未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する国民年金手帳及び申立人の居住地を管轄する社会保険事務所が管理する国民年金被保険者台帳（特殊台帳）により、申立人は、申立期間を含む昭和46年9月から53年3月までの付加保険料を含む国民年金保険料を現年度納付していることが確認でき、この時点では、申立期間について、国民年金被保険者資格を有していたことが確認できる。

また、申立人の居住地を管轄する社会保険事務所が管理する国民年金被保険者台帳（特殊台帳）により、申立人は、昭和46年9月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得したことにより国民年金被保険者資格を喪失したことが確認でき、その後、社会保険事務所が管理する健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人は、47年2月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失してい

ることも確認できる。

以上のことから、申立期間については、本来、国民年金に強制加入となるべき期間であり、付加保険料を含む国民年金保険料が納付されていたにもかかわらず還付手続が行われ、未加入期間となっていることについては、行政側における事務処理の不備が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を 34 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 2 月 1 日から同年 6 月 30 日まで
社会保険事務所の訪問調査により、A社の記録において、昭和 63 年 2 月 1 日から同年 6 月 30 日までの期間に係る標準報酬月額が、大幅に引き下げられていることが判明した。
この処理には納得できないので、標準報酬月額を元に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、34 万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日である昭和 63 年 6 月 30 日より後の同年 11 月 8 日付けで、同年 2 月 1 日に遡^{そきゅう}及して訂正され、9 万 8,000 円に引き下げられていることが確認できる。

また、申立期間当時の事業主から、申立人は、A社のB工場の工場長であったが、同社の取締役には就いておらず、社会保険関係事務には関与していない旨の証言が得られた。

さらに、A社の閉鎖商業登記簿により確認できる監査役に照会したところ、社会保険関係事務については社会保険労務士に任せていた旨の証言が得られ、これらのことから、申立人が上記の標準報酬月額^{そきゅう}の遡及訂正の届出について決定し得る立場にはなく、標準報酬月額^{そきゅう}の遡及訂正について事前に同意していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、上記のような記録訂正処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額

は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 34 万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録について、昭和55年7月に係る標準報酬月額を26万円、56年1月に係る標準報酬月額を22万円、同年2月に係る標準報酬月額を36万円、同年4月に係る標準報酬月額を22万円、同年5月に係る標準報酬月額を22万円、同年9月に係る標準報酬月額を22万円及び57年6月に係る標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年10月1日から60年7月31日まで

社会保険事務所に昭和49年10月から60年7月まで勤務していたA社B営業所における標準報酬月額について照会したところ、54年10月1日から60年7月31日までの標準報酬月額が、自分の記憶と大きく相違している記録となっていることが判明した。このため、厚生年金保険の標準報酬月額を保険料控除額に見合う額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書により、申立期間当時、申立人が厚生年金保険の被保険者として、A社B営業所において、翌月控除方式により給与から厚生年金保険料が控除されていたことが確認できるとともに、同給与明細書のうち、昭和55年8月、56年2月、同年3月、同年5月、同年6月、同年10月及び57年7月の給与明細書では、各月の厚生年金保険料控除額は、それぞれ社会保険庁のオンライン記録により確認できる標準報酬月額より高い標準報酬月額に対応する保険料額であったことのほか、上記7か月の給与総支給額は、それぞれ社会保険庁のオンライン記録により確認できる標準報酬月額より高い標準報酬月額に対応する金額であったことが確認できる。

また、申立人は、申立期間に係る標準報酬月額の相違について申し立ててい

るが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）に基づき、標準報酬月額を改定及び決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の給与総支給額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立期間のうち、当該7か月に係る申立人の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額又は給与総支給額により、昭和55年7月は26万円、56年1月は22万円、同年2月は36万円、同年4月は22万円、同年5月は22万円、同年9月は22万円及び57年6月は22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の主張する標準報酬月額に見合う保険料を納付したか否かについては、申立期間当時の事業主から、基本給と歩合給から成る報酬月額のうち基本給のみを標準報酬月額の算定対象として社会保険事務所に届け出ていたと思う旨の証言が得られたことから、事業主は給与明細書から確認できる保険料控除額又は給与総支給額に見合う給与総支給額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額により決定される標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和55年8月、56年2月、同年3月、同年5月、同年6月、同年10月及び57年7月以外の給与明細書が残存している月については、保険料控除の事実が確認できない又は給与総支給額に対応する標準報酬月額及び保険料控除額に対応する標準報酬月額のいずれか低い方の額が、社会保険庁のオンライン記録により確認できる標準報酬月額を超える額ではないことから、これを上回る標準報酬月額の認定はできない。

また、給与明細書が残存していない月については、保険料控除の事実を確認することができないところ、前後の月における保険料控除額が一定しておらず、給与総支給額も変動していることから、給与総支給額及び保険料控除額を推認することができないため、申立人が申立てに係る標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人の申立期間のうち、上記7か月以外の月について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を 59 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 11 月 1 日から 9 年 11 月 30 日まで
社会保険事務所の訪問調査により、A 社の記録において、平成 7 年 11 月 1 日から 9 年 11 月 30 日に資格喪失するまでの標準報酬月額が大幅に引き下げられていることが判明した。

昭和 63 年 3 月 28 日に入社してから平成 9 年 11 月 30 日に退職するまでの間に給与が下がったことは無く、この処理には納得できないので、標準報酬月額を元に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人の A 社における申立期間の標準報酬月額は、当初、59 万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日である平成 9 年 11 月 30 日より後の同年 12 月 5 日付けで、7 年 11 月 1 日に遡^{そきゅう}及して訂正され、9 万 8,000 円に引き下げられていることが確認できる。

一方、A 社の閉鎖事項全部証明書により、申立人は、申立期間当時、同社の取締役を務めていたことが確認できる。

しかし、申立期間当時の事業主、取締役及び従業員から、申立人は、申立期間当時、B 部長又は C センター長であったとの証言が得られた。

また、申立期間当時の A 社の経理担当であった取締役は、社会保険関係の決定権は自分が持っていたと証言している上、標準報酬月額の引下げについて、申立人に話したことはなく、申立人は社会保険関係の事務には全く関与しておらず、知らなかったと思われる旨の証言が得られた。これらのことから、申立人が上記の標準報酬月額の遡及訂正の届出について決定し得る立場であった

又は標準報酬月額の遡及訂正について事前に同意していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、上記のような記録訂正処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、59 万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和38年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年1月31日から同年2月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和31年4月1日から38年1月31日までの期間のうち、同年1月31日から同年2月1日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

A社C支店（以下「C支店」という。）を退職したのは昭和38年1月31日であることから、被保険者の資格喪失年月日は同年2月1日となるはずである。

証拠書類として昭和38年1月分の給与明細書を提出するので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された退職者辞令控簿（写）により、申立人は、C支店に昭和38年1月31日まで勤務していたことが確認できる。

また、申立人から提出された昭和38年1月21日支給の同年1月分の給与明細書により、申立人は、同年1月分の厚生年金保険料を給与から控除されていることが確認できる。なお、社会保険庁のオンライン記録により、申立人は、昭和37年4月1日に、A社本店（以下「本店」という。）において被保険者資格を喪失し、C支店において被保険者資格を取得していることが確認できると

ともに、申立人から提出された 37 年 4 月 21 日支給の同年 4 月分の給与明細書により、同年 4 月に控除された保険料額は、C 支店の前に在籍していた本店における標準報酬月額に相当する保険料額ではなく、C 支店における資格取得時の標準報酬月額に相当する保険料額の控除が確認できることから、申立期間当時の保険料控除方式は当月控除方式であったことが推認できる。

さらに、B 社に照会したところ、申立人の C 支店における厚生年金保険被保険者の本来の資格喪失年月日は昭和 38 年 2 月 1 日である旨の回答が得られた。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に C 支店に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が管理する申立人に係る C 支店の健康保険厚生年金保険被保険者原票による随時改定の昭和 37 年 8 月の記録から、2 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B 社は、厚生年金保険被保険者資格の資格喪失日を誤って昭和 38 年 1 月 31 日として届け出たため、同年 1 月分の保険料を納付していないとすることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年 1 月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和37年7月11日に、資格喪失日に係る記録を37年11月10日に訂正し、同社C支店における資格取得日に係る記録を37年11月10日に、資格喪失日に係る記録を38年3月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年7月11日から同年11月10日まで
② 昭和37年11月10日から38年3月21日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社C支店に勤務していた昭和37年7月11日から38年3月21日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

当時、DとしてEを担当していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人が申立期間①及び②当時にA社C支店に勤務していたことは、当時の同社同支店の事務担当者及び同僚の証言から推認できる。

また、申立期間①及び②当時のA社C支店の事務担当者一人に照会したところ、当時の同社同支店においては、同社本社が決定した正社員であれば厚生年金保険、健康保険及び失業保険を同時に加入させる取扱いであり、健康保険のみ加入させて厚生年金保険に加入させない取扱いは無かった旨の証言が得られた。

さらに、A社本社に照会したところ、申立期間①及び②当時、同社ではFであれば健康保険だけでなく厚生年金保険にも加入させていたとしている

ほか、同社から提出された「A社健康保険組合台帳（以下「健保組合台帳」という。）」により、申立人は、申立期間①及び②当時、正社員のFであったこと、また、健康保険に加入していたことが確認できる。

- 2 申立期間①について、申立人は、A社C支店に勤務していたと推認できるが、社会保険庁のオンライン記録により、同社同支店は昭和37年11月10日に、厚生年金保険の新規適用事業所になったことが確認できる。

一方、申立期間②に係るA社C支店の健康保険厚生年金保険被保険者原票に名前がある10人のうち、同社同支店が厚生年金保険の新規適用事業所になった日に資格を取得した6人は、申立期間①に係る同社B支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、同社B支店において被保険者資格を有していることが確認できる。

また、申立期間①及び②当時のA社C支店の事務担当者1人及び同僚1人から、申立人を含む同僚7人については、継続して同社同支店に勤務していたとしており、同社B支店を含む他の支店から異動してきたことは無い旨の回答が得られた。

これらのことから、申立人は、申立期間①当時、A社C支店に勤務し、同社B支店において被保険者資格を有していたことが推認できる。

- 3 これらを総合的に判断すると、申立人は、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除され、各事業所における被保険者資格の取得日及び喪失日については、A社B支店において、昭和37年7月11日に被保険者資格を取得し、同年11月10日に同資格を喪失し、同社C支店において、同社B支店での資格喪失日と同日に同資格を取得し、38年3月21日に同資格を喪失したものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、健保組合台帳により、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間のA社C支店及び同社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない上、被保険者資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所への同資格の取得・喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和37年7月から38年2月までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（150万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間のA社における標準賞与額に係る記録を、150万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 8 月 31 日

A社から、平成 16 年 8 月分賞与の年金記録が漏れている旨の連絡を受けた。会社から提出された賃金台帳のとおり、賞与を受け取り、厚生年金保険料を控除されていたので、年金記録に平成 16 年 8 月分賞与の標準賞与額を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（150万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所は、申立期間における標準賞与額（150万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（150万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間のA社における標準賞与額に係る記録を、150万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 8 月 31 日

A社から、平成 16 年 8 月分賞与の年金記録が漏れている旨の連絡を受けた。会社から提出された賃金台帳のとおり、賞与を受け取り、厚生年金保険料を控除されていたので、年金記録に平成 16 年 8 月分賞与の標準賞与額を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（150万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所は、申立期間における標準賞与額（150万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（150万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間のA社における標準賞与額に係る記録を、150万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 8 月 31 日

A社から、平成 16 年 8 月分賞与の年金記録が漏れている旨の連絡を受けた。会社から提出された賃金台帳のとおり、賞与を受け取り、厚生年金保険料を控除されていたので、年金記録に平成 16 年 8 月分賞与の標準賞与額を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（150万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所は、申立期間における標準賞与額（150万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（150万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間のA社における標準賞与額に係る記録を、150万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 8 月 31 日

ねんきん定期便を確認したところ、平成 16 年 8 月分賞与の年金記録が漏れていることが判明した。A社から提出された賃金台帳のとおり、賞与を受け取り、厚生年金保険料を控除されていたので、年金記録に平成 16 年 8 月分賞与の標準賞与額を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（150万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所は、申立期間における標準賞与額（150万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（150万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間のA社における標準賞与額に係る記録を、150万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 8 月 31 日

A社から、平成 16 年 8 月分賞与の年金記録が漏れている旨の連絡を受けた。会社から提出された賃金台帳のとおり、賞与を受け取り、厚生年金保険料を控除されていたので、年金記録に平成 16 年 8 月分賞与の標準賞与額を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（150万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所は、申立期間における標準賞与額（150万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（150万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間のA社における標準賞与額に係る記録を、150万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 8 月 31 日

A社から、平成 16 年 8 月分賞与の年金記録が漏れている旨の連絡を受けた。会社から提出された賃金台帳のとおり、賞与を受け取り、厚生年金保険料を控除されていたので、年金記録に平成 16 年 8 月分賞与の標準賞与額を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（150万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所は、申立期間における標準賞与額（150万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（150万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間のA社における標準賞与額に係る記録を、150万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年8月31日

A社から、平成16年8月分賞与の年金記録が漏れている旨の連絡を受けた。会社から提出された賃金台帳のとおり、賞与を受け取り、厚生年金保険料を控除されていたので、年金記録に平成16年8月分賞与の標準賞与額を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（150万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所は、申立期間における標準賞与額（150万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年7月から61年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年7月から61年10月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和60年7月から61年10月までの国民年金保険料が未納とされていた。

昭和59年3月から開業したA社が、61年10月までは厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、申立期間直前まで第四種被保険者として厚生年金保険に引き続き加入していた。

その後、婚姻していた妻が、昭和60年7月に国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付してくれていたはずである。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険庁のオンライン記録により、昭和59年3月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失後、同年同月から第四種被保険者資格を取得し、申立期間直前の厚生年金保険料を納付しており、平成13年1月には、4年9月から同年11月までの申請免除期間に係る国民年金保険料についても追納していることが確認できることから、年金制度に対する意識の高さがうかがえる。

しかし、申立人の年金記録については、平成12年11月1日に、申立期間直前の厚生年金保険第四種被保険者資格喪失年月日が、昭和60年4月1日から同年7月31日に訂正され、同年7月に同資格を喪失していることから、国民年金に加入して継続して保険料を納付していたとする申立人の主張には、矛盾が認められる。

また、申立人の居住地を管轄する社会保険事務所が管理する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人が昭和61年7月31日以降に国民年金に加入したことが確認できるが、申立人は、申立期間の保険料について、後からまとめて

納付した記憶は無いと主張し、60年7月ころに国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付したとする申立人の主張と一致しない。

さらに、申立人は、その元妻が、国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付していたと主張しているが、申立人自身は国民年金の手続に直接関与しておらず、申立期間当時の具体的な国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年9月から同年10月までの期間、56年7月から57年1月までの期間及び58年4月から同年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年9月から同年10月まで
② 昭和56年7月から57年1月まで
③ 昭和58年4月から同年8月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和55年9月から同10月までの期間、56年7月から57年1月までの期間及び58年4月から同年8月までの期間の国民年金保険料が未納とされていた。

昭和58年9月ないし同年10月にA村役場(当時)で保険料の納付記録を確認した際に、各申立期間の保険料が未納となっていることが判明したことを受け、保険料を納付したはずである。また、その際、国民年金手帳に国民年金の資格取得日及び喪失日を記載してもらった。

このため、各申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①、②及び③の保険料について、昭和58年9月ないし同年10月にまとめて納付したと主張しているが、その時点では、申立期間①については時効により保険料を納付できず、申立期間②及び③については国民年金被保険者資格を有していないことから保険料を納付することができない。

また、各申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに各申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す

ると、申立人が各申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年10月から平成9年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年10月から平成9年12月まで

社会保険事務所に納付記録を照会したところ、昭和57年10月から平成9年12月までの国民年金保険料について、一緒に納付していた夫の記録は納付済みであるが、私の記録は未納及び申請免除となっている旨の回答を受けた。

申立期間については、当時勤務していた喫茶店に集金業務で来ていた銀行の外務員に、直接、現金で預け、夫の保険料と併せて納付していた。

このため、申立期間について保険料が未納及び申請免除とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、銀行員を通じて申立期間の保険料を納付したと主張しているが、申立期間当時に申立人の勤務先を担当していた銀行員に照会したところ、保険料として預かった記憶は無く、申立人の夫の分と一緒に預かった記憶も無いとの回答が得られた。

また、申立人は、毎月定期的に銀行員に夫と二人分の保険料を納付したと主張しているが、申立人の居住地を管轄する社会保険事務所が管理する国民年金被保険者台帳（特殊台帳）によると、その夫は、申立期間のうち、一部の期間について保険料を前納している事実が確認できることから、申立人の主張には不合理な点が認められる。

さらに、申立期間内には合計9年間の申請免除期間が存在するが、申請免除については、通常年一回、申立人からの申請を受けた後に承認されることから、行政側が申立人からの申請無しに複数回にわたって免除手続を行うとは考え難く、また、免除通知も承認のたびに通知されることから、承認通知を一度も

目にしたことがないという申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

加えて、申立期間については、複数の金融機関の外務員が保険料の収納に携わった上、15年以上の長期間にわたることから、金融機関及び行政側の^{かし}瑕疵によって保険料収納記録が消失したとは考え難い。

その上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 7 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 7 月から平成 3 年 3 月まで
社会保険事務所で私の長男（申立人）の納付記録を確認したところ、昭和 63 年 7 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料が未納とされていた。

申立期間については、長男は学生であったため、国民年金任意加入期間であったにもかかわらず、母である私が、昭和 63 年 7 月ころに国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していた。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母は、昭和 63 年 7 月ころに申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付したと主張しているが、申立人が国民年金に加入した時期は、前後の国民年金被保険者の国民年金手帳記号番号から、平成 3 年 4 月であると考えられ、申立期間については、学生であったことによる合算対象期間（カラ期間）であり、国民年金被保険者資格を有しておらず、保険料を納付することはできない。

また、申立人の母は、申立期間の保険料を後からまとめて納付したことはないとしており、事実、申立期間の保険料について、過年度納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることは

できない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年9月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年9月から60年3月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和56年9月から60年3月までの国民年金保険料が未納とされていた。

昭和56年11月ごろ、A町役場（当時）で国民年金と国民健康保険の加入手続きを行い、両保険料を合わせて約25万円を前納した記憶がある。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由、

申立人は、昭和56年9月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、A町役場において国民年金の加入手続きを同年11月ごろに行ったと主張しているが、申立期間当時に申立人の居住地を管轄する社会保険事務所において払い出される国民年金手帳記号は「*」であり、申立人には現在の基礎年金番号である厚生年金保険記号「*」以外に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらず、申立期間については国民年金被保険者資格を有していないため、保険料を納付することはできない。

また、申立人の妻についても、申立人と同様に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡がなく、申立人が申立期間の保険料を納付したとする主張には不合理な点が認められる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したとする昭和56年11月時点では、特例納付制度は存在しないため、申立期間の保険料を特例納付することができない。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の記録について、標準報酬月額
の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 8 月 1 日から 6 年 7 月 15 日まで
社会保険事務所の訪問調査により、A社の記録において、平成 4 年 8 月
1 日から 6 年 7 月 15 日に資格喪失するまでの期間に係る標準報酬月額が、
遡及して大幅に引き下げられていることが判明した。標準報酬月額を引き
下げたことは記憶に無く、この処理には納得できないので、標準報酬月額
を元に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人のA社における申立期間の標準
報酬月額は、当初、平成 4 年 8 月から 6 年 6 月までは 53 万円と記録されてい
たところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日である 6
年 7 月 15 日より後の同年 8 月 23 日付けで、4 年 8 月 1 日に遡及して訂正さ
れ、それぞれ 9 万 8,000 円に引き下げられていることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿謄本により、申立人は、申立期間当時、同社の代
表取締役を務めていたことが確認できる。

また、A社は、社会保険料を口座振替により納付していたことから、同社
の取引金融機関の申立期間当時における当座預金取引記録を確認したところ、
平成 4 年 11 月以降、社会保険料が定期的に引き落とされていないことが確認
でき、申立人自身も、保険料を滞納したことがあったと思う旨を主張してい
る。

さらに、当該取引記録により、A社は、平成 6 年 7 月 14 日に 2 回目の手形
の不渡りを出したため事実上倒産し、当座預金口座が強制解約されているこ
とを確認できるとともに、社会保険庁のオンライン記録により、同社が事実
上倒産した翌日である 6 年 7 月 15 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しな
くなっていることが確認できる。しかし、A社が倒産した事実及び詳細な日
付については、通常、社会保険事務所で知り得ないことから、同社から社会
保険事務所に健康保険厚生年金保険適用事業所全喪届の提出があったものと

推認できる。

加えて、申立人を含め、A社が社会保険の適用事業所に該当しなくなる直前まで被保険者資格を有していた者全員の被保険者資格喪失処理日と申立人の標準報酬月額の遡及訂正処理日が同一日（平成6年8月23日）であることから、同社に係る健康保険厚生年金保険適用事業所全喪届の提出と同時に、標準報酬月額をさかのぼって引き下げる届出が行われたものとするのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役である申立人は、会社の業務としてなされた当該行為については責任を負うべきであり、自ら標準報酬月額の記録訂正処理に関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 11 月 30 日から 34 年 4 月 13 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、昭和 32 年 11 月 30 日から 34 年 4 月 13 日までの期間について、記録が無かった旨の回答を受けた。

A社では、昭和 32 年ごろに入社し 34 年末に退職するまで、B支店のほか他の営業所にCとして継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が管理するA社B支店の事業所別被保険者名簿により、同社同支店は、申立期間中の昭和 33 年 2 月 17 日に適用事業所に該当しなくなっているところ、申立人は、同日以前に、同社同支店における被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、社会保険事務所が管理するA社の事業所別被保険者名簿により、昭和 33 年 2 月 17 日に同社B支店における被保険者資格を喪失した者は、全員が同日にA社において被保険者資格を取得していることが確認できるが、申立人は、34 年 4 月 13 日に、同社において被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、A社から提出された厚生年金保険加入台帳により、申立人は、昭和 34 年 4 月 13 日に、同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、このことについては、申立期間に係る社会保険事務所が管理する同社の厚生年金保険事業所別被保険者名簿の記録と一致していることが確認できる。

加えて、申立期間当時、A社B支店に勤務していた同僚 3 人に照会したところ、2 人から回答があり、そのうち 1 人からは、申立人が同社同支店に勤務していたと証言しているものの、正確な勤務期間については覚えていない旨の証言が得られたほか、A社に勤務していた同僚 12 人に照会したところ、5 人から回答が得られたが、申立人に係る当時の勤務状況及び厚生年金保険

の適用に関する具体的な証言は得られなかった。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②、③及び④に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

また、申立期間⑤及び⑥について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年9月1日から28年10月1日まで
② 昭和28年12月1日から29年10月20日まで
③ 昭和30年3月15日から32年2月14日まで
④ 昭和32年12月10日から35年6月10日まで
⑤ 昭和29年10月20日から30年3月15日まで
⑥ 昭和32年9月1日から同年12月10日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和27年9月1日から28年10月1日までの期間、B社に勤務していた28年12月1日から29年10月20日までの期間及び30年3月15日から32年2月14日までの期間並びにC社に勤務していた32年12月10日から35年6月10日までの期間について、脱退手当金が支給済みとなっている旨の回答を受けた。

しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間①、②、③及び④について脱退手当金が支給済みとされていることに納得がいかない。

また、B社に勤務していた昭和28年12月1日から32年2月14日までの期間のうち、29年10月20日から30年3月15日までの期間の記録が無かった旨の回答を受けた。B社では、継続して勤務していたはずであり、空白の期間があるのはおかしいので、申立期間⑤について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

さらに、C社に勤務していた昭和32年9月1日から35年6月10日までの期間のうち、32年9月1日から同年12月10日までの期間について記録が無かった旨の回答を受けた。C社では、昭和32年9月1日から勤務していたはずなので、申立期間⑥について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 社会保険庁のオンライン記録及び社会保険事務所が管理するC社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、昭和32年から38年までの間に同社において厚生年金保険被保険者資格を喪失し、かつ、脱退手当金の受給権を得ている女性10人中の7人については、脱退手当金の支給記録があることが確認できる。

また、社会保険事務所が管理する申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳では、脱退手当金支給日より前の日付である昭和35年8月11日付けで、27年9月1日から32年2月14日までの被保険者期間及び標準報酬月額について「回答済み」の記載があるとともに、申立期間に係る脱退手当金の実支給額は、計算上の誤りが無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、当時は「通算年金通則法」（昭和36年法律第181号）の創設前であり、将来の年金受給資格については厚生年金保険単独で計算されていたことから、厚生年金保険の被保険者期間が76か月であった申立人が、申立期間に係る脱退手当金を受給することに不自然さはみられない。

このほか、口頭意見陳述において、申立人は申立期間①、②、③及び④に係る脱退手当金を受給した記憶が無いと主張するのみで、ほかに申立人が申立期間①、②、③及び④に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる具体的な内容の主張は得られなかった。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①、②、③及び④に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

- 2 社会保険事務所が管理する申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳では、昭和27年9月1日から32年2月14日までの被保険者期間が46月との記載があり、申立期間④を除いた被保険者期間と一致している。

また、申立期間⑤当時の事業主の次男（全喪当時の事業主）の妻に照会したところ、昭和42年の火災により関係書類はすべて焼失したほか、申立期間⑤当時の事業主及び社会保険の届出に関してこまめにやっていたとするその伯父については、既に他界しており、そのほか当時のことについては、分からないとの証言が得られた。

さらに、申立期間⑤当時、B社に勤務していた同僚二人に照会したところ、全員から回答が得られたものの、申立人に係る申立期間⑤当時の勤務状況及び厚生年金保険の適用に関する具体的な証言は得られなかった。

このほか、申立期間⑤に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間⑤における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

- 3 D社（C社の現社名）が保管している申立人に係る被保険者取得届（控）の資格取得年月日の欄には、「昭和32年12月10日」の記載があるほか、

同社が保管している昭和 32 年の入社名簿には、入社日と思われる「32・12・10」の欄に申立人を含む 2 人の記載があり、これらは社会保険庁のオンライン記録により確認できる資格取得日と一致している。

また、申立期間⑥当時、C社に勤務していた同僚 11 人に照会したところ、8 人から回答が得られ、そのうちの 1 人は申立人を覚えているものの、申立人の勤務期間及び厚生年金保険の適用について、具体的な供述を得ることができなかった。

さらに、口頭意見陳述において、申立期間⑥当時の勤務状況及び厚生年金保険の適用について確認したところ、具体的な内容の主張は得られなかった。

このほか、申立期間⑥に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間⑥における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情並びに口頭意見陳述においても新たな主張は得られなかったことを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間⑤及び⑥に係る厚生年金保険料を各事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 2 月 1 日から 45 年 5 月 31 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和 42 年 2 月 1 日から 45 年 5 月 31 日までの期間について、記録が無かった旨の回答を受けた。

厚生年金保険料が高額だったので、会社に厚生年金保険を脱退したい旨を申し出たのに聞き入れてもらえなかった記憶がある。

このため、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社において、日雇労働者として勤務していたと主張しているところ、申立期間当時の同社の事業主は既に他界していることから、その妻に申立人に係る当時の勤務状況及び厚生年金保険の適用について照会したところ、当時の資料は残存していないとして、「日雇労働者については、厚生年金保険に加入させていなかったのではないかと思う。」との証言が得られた。

また、申立人が名前を挙げた同僚及び申立期間当時にA社において厚生年金保険被保険者資格を有していた者のうち、存命中で連絡先が判明した7人に照会したところ、6人から回答を得られたが、全員が申立人について記憶が無いとしており、申立人に係る申立期間当時の勤務状況及び厚生年金保険の適用について具体的な証言は得られなかった。

さらに、申立人は、社会保険庁のオンライン記録により、申立期間を含む昭和 41 年 4 月から 46 年 7 月までの期間について、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できるほか、同期間中、国民健康保険に加入していたと主張している。

加えて、申立期間に係る社会保険事務所が管理するA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票綴には、申立人の原票は見当たらないほか、一方、健康保険被保険者整理番号に欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落し

たものとは考え難い。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 11 月 15 日から 50 年 4 月 30 日まで
② 昭和 50 年 11 月 18 日から 51 年 4 月 27 日まで
③ 昭和 51 年 11 月 20 日から 52 年 4 月 25 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和 49 年 11 月 15 日から 50 年 4 月 30 日までの期間、B社（現在は、C社）に勤務していた同年 11 月 18 日から 51 年 4 月 27 日までの期間及びD社E工場に勤務していた同年 11 月 20 日から 52 年 4 月 25 日までの期間について、記録が無かった旨の回答を受けた。

各事業所には季節労働者として勤務し、A社では、業務終了後の後片付け等の仕事を主に行い、B社では、F社の部品製造ラインでの組立作業を行い、また、D社E工場では、商品の原料の仕込み作業を行っていた。

また、各事業主により給与から社会保険料が控除されていた記憶があるので、各申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、A社に照会したところ、申立人の申立期間①における勤務状況については確認できないとしているほか、申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格に係る取得・喪失の届出の有無及び申立期間①に係る厚生年金保険料の納付については、当時の資料が残存していないため不明である旨の回答が得られた。

また、申立期間①に係る社会保険事務所が管理するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は無く、一方、健康保険整理番号に欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。また、当該被保険者名簿では、当時、一緒に勤務した季節労働者として、申立人が名前を挙げている同僚2人の氏名も見当たらないことから、季節労働者については、必ずしも、厚生年金保険に加入させていなかった事情がうかがえる。

さらに、申立期間①当時にA社に勤務していた同僚 11 人に照会したところ、7人から回答が得られたものの、全員が、申立人が勤務していたことを記憶しておらず、当時の申立人の勤務状況等について証言を得ることはできなかった。

加えて、G健康保険組合に照会したところ、申立人に係る健康保険の加入記録は無い旨、また、公共職業安定所に照会したところ、申立人に係る雇用保険の加入記録は無い旨の回答を得ている。

このほか、申立期間①に厚生年金保険料を事業主により控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

- 2 申立期間②について、B社に照会したところ、申立人の申立期間②における勤務状況については確認できないとしているほか、申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格に係る取得・喪失の届出の有無及び申立期間②に係る厚生年金保険料の納付については、当時の資料が残存していないため不明である旨の回答が得られた。

また、申立期間②に係る社会保険事務所が管理するB社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人の原票は確認できず、健康保険整理番号に欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落したものと考える。また、当該被保険者原票では、当時、一緒に勤務した季節労働者として、申立人が名前を挙げている同僚1人の原票も見当たらないことから、季節労働者については、必ずしも、厚生年金保険に加入させていなかった事情がうかがえる。

さらに、申立期間②当時にB社に勤務していた同僚 10 人に照会したところ、5人から回答があり、全員が、申立人が勤務していたことを記憶しておらず、当時の申立人の勤務状況等について証言を得ることはできなかった。

加えて、申立人は、申立期間②当時の現場の班長の名前を挙げていることから、その班長と同姓の2人に照会したところ、そのうち、1人からは、申立期間②当時、申立人が勤務していたことを記憶していない旨の回答があり、また、1人は無回答であったため、当時の申立人の勤務状況等について証言を得ることはできなかった。

さらに、C社健康保険組合に照会したところ、申立人に係る健康保険の加入記録は確認できない旨、また、C社企業年金基金に照会したところ、申立人に係る厚生年金基金の加入記録は無い旨の回答を得ている。

このほか、申立期間②に厚生年金保険料を事業主により控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

- 3 申立期間③について、D社E工場からの回答内容及び雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間③において、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、D社E工場は、申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格に係る取得・喪失の届出の有無及び申立期間③に係る厚生年金保険料の納付については、当時の資料が残存していないため不明としているほか、短期雇用の季節労働者については厚生年金保険に加入させていない可能性があるとしている。

また、申立期間③に係る社会保険事務所が管理するD社E工場の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人の原票は確認できず、健康保険整理番号に欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落したものと考える。考え難い。

さらに、当該被保険者原票では、当時、一緒に勤務した季節労働者として、申立人が名前を挙げている同僚3人の原票も見当たらないことから、季節労働者については、必ずしも、厚生年金保険に加入させていなかった事情がうかがえるほか、当時、一緒に勤務していた正社員として申立人が名前を挙げている同僚3人の被保険者原票も見当たらず、連絡先が不明であるため、当時の申立人の勤務状況等について証言は得ることができない。

加えて、申立期間③当時にD社E工場において厚生年金保険被保険者資格を有していた同僚4人に照会したところ、2人から回答があり、全員が、申立人が勤務していたことを記憶しておらず、当時の申立人の勤務状況等について証言を得ることができなかった。

また、申立人は、申立期間③当時の現場の班長の名前を挙げていることから、班長に照会したところ、申立期間③当時、申立人が勤務していたことを記憶していないとしており、当時の申立人の勤務状況等について証言を得ることはできなかった。

さらに、D社健康保険組合に照会したところ、申立人に係る健康保険の加入記録は確認できない旨の回答を得ている。

このほか、申立期間③に厚生年金保険料を事業主により控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として各申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年9月1日から24年8月31日まで
② 昭和25年10月1日から27年12月10日まで

社会保険事務所で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社B工場に勤務していた昭和20年9月1日から24年8月31日までの期間及びC社に勤務していた25年10月1日から27年12月10日までの期間について、記録が無かった旨の回答を受けた。

それぞれの事業所に勤務していたことは間違いないので、両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A社B工場に昭和20年9月1日から24年8月31日まで勤務していたと主張しているが、社会保険庁のオンライン記録により、同事業所は20年9月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できる。

また、社会保険事務所が管理するA社B工場に係る被保険者名簿の事業所欄には、D社B工場（昭和20年9月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当。）の名称も記載されているため、申立期間①に係る社会保険事務所が管理する同社B工場の厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人の名前は見当たらない。

さらに、申立期間①当時にD社B工場において厚生年金保険被保険者資格を有していた者は、全員が他界しており、申立人に係る申立期間①当時の勤務状況及び厚生年金保険の適用について確認できない。

加えて、申立期間①に係る社会保険事務所が管理するC社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人は、同社において、申立期間①中の昭和21年1月5日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、22年10月31日に同資格を喪失していることが確認できる。

このほか、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立

人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

- 2 申立期間②当時にC社において厚生年金保険被保険者資格を有していた者のうち、存命中で連絡先の判明した9人に照会したところ、4人から回答が得られたものの、申立人に係る申立期間②当時の勤務状況及び厚生年金保険の適用について具体的な証言は得られなかった。

また、申立人が名前を挙げた同僚は、申立期間②に係る社会保険事務所が管理するC社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には名前が見当たらず、申立人が同社において被保険者資格を取得していた期間と一部重なる昭和21年4月1日から24年7月1日までの期間に、同社において被保険者であったことが確認できる。

さらに、当該名簿には、申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 587

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 1 月 10 日から 54 年 1 月 31 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和 52 年 1 月 10 日から 54 年 1 月 31 日までの期間について、記録が無かった旨の回答を受けた。

申立期間については、本社において経理事務の仕事をしており、妻を扶養に入れていた。このため、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を挙げた同僚及び申立期間当時にA社において厚生年金保険被保険者資格を有していた者のうち、存命中で連絡先が判明した14人に照会したものの、申立人に係る勤務状況及び厚生年金保険の適用について具体的な証言を得ることはできなかった。

また、申立人が名前を挙げた同僚の中には、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に名前が見当たらない者が存在することから、同社においては必ずしも全員を一律に厚生年金保険に加入させていなかった事情がうかがえる。

さらに、申立期間当時のA社の事業主には、連絡先が不明であるため照会することができず、申立人の申立期間に係る勤務状況及び厚生年金保険の適用について確認することができない。

加えて、申立期間に係る社会保険事務所が管理するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は無く、一方、健康保険整理番号に欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落したものは考え難い。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事

業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 3 月 1 日から 49 年 6 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社B工場に勤務していた昭和 47 年 3 月 1 日から 49 年 6 月 1 日までの期間について、記録が無かった旨の回答を受けた。

申立期間当時、長女が誕生したこと、工作中的の交通事故で入院した記憶があるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時にB工場に勤務していたことは、申立期間当時の同僚、A社B工場長（以下「B工場長」という。）及び事務担当者の証言から推認できる。

しかし、申立人は、B工場に勤務していた期間は継続して同工場の送迎バスの運転手であったと主張しているところ、申立期間当時のB工場長からは、申立期間当時、申立人は申立人と同僚1人の計2人による二交代制で送迎バスの運転業務を行う短時間労働者であったことのほか、同工場では、正社員であれば必ず厚生年金保険に加入させていたが、申立人については、臨時社員扱いで正社員ではなかったことから、厚生年金保険被保険者の資格取得・喪失に関する届出は行わず、申立期間に厚生年金保険料を給与から控除していなかった旨の証言が得られた。

また、申立人に係る申立期間当時の勤務状況及び厚生年金保険の適用について、A社本社で現在も社会保険事務を担当している申立期間当時の事務担当者一人に照会したところ、申立人については、運転手のため正社員ではなく、臨時社員扱いとして採用した記憶がある旨の証言が得られた。

さらに、申立期間当時にA社に勤務していた同僚のうち、存命中で現住所がB工場の近辺で連絡先が判明した10人に照会したところ、5人から回答が得られたものの、申立人に係る当時の勤務状況及び厚生年金保険の適用に関する具体的な証言は得られなかった。

加えて、社会保険事務所が管理するA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人より先に入退社し同じ運転業務を担当していたとして、申立人が名前を挙げた同僚1人のほか、申立人と同じ運転業務を担当していたとして、申立期間当時のB工場長及び同僚1人が名前を挙げた同僚1人の計2人の同僚についても、原票を確認することができない。

また、A社本社に照会したところ、申立期間当時のB工場の関係書類は昭和54年の火災により焼失したため残存せず、本社の関係書類についても残存しない旨の回答が得られた。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和 40 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間について、記録が無かった旨の回答を受けた。

私は、昭和 40 年 3 月末ごろ、事業主から社会保険に加入させると告げられ、同年 4 月から厚生年金保険に加入したはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時にA社に勤務していたことは、当時の同僚の証言から推認できる。

一方、申立人のA社における雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書では、資格取得日は昭和 40 年 6 月 1 日、離職年月日は 41 年 5 月 15 日であることが確認でき、このことは厚生年金保険の被保険者期間とほぼ一致している。

また、申立人は、事業主から「入籍するように。」と言われたこと及び「住民票を取り寄せるように。」と催促されたことを記憶しており、このことは「社会保険の届出をするためであり、実家から住民票が送られてきた後の昭和 40 年 6 月に婚姻届を出した。」と主張していることから、このことについて、申立期間当時の同僚に照会したところ、「事業主は、申立人が結婚して姓が変わってから社会保険に入れた。」と思う旨の証言が得られたほか、社会保険庁のオンライン記録により、申立人は、自身が婚約した昭和 40 年 6 月に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、申立期間当時の事業主及びその妻を含む 2 人の取締役は既に他界

しており、申立人の申立期間に係る勤務状況及び厚生年金保険の適用について確認することができない。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 9 月 1 日から 44 年 5 月 2 日まで
② 昭和 44 年 5 月 31 日から同年 7 月 31 日まで
③ 昭和 44 年 9 月 1 日から同年 12 月 1 日まで
④ 昭和 45 年 2 月 28 日から同年 5 月 31 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和 43 年 9 月 1 日から 44 年 5 月 2 日までの期間及び 44 年 5 月 31 日から同年 7 月 31 日までの期間並びにB社に勤務していた 44 年 9 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間及び 45 年 2 月 28 日から同年 5 月 31 日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

それぞれの事業所に勤務していたことは間違いなく、また、見習期間等を考慮しても厚生年金保険の加入記録が短いものとなっているので、各申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、当時、A社に勤務していた同僚 10 人に照会したところ、8人から回答が得られたものの、全員が、申立人が同事業所に勤務していたことを記憶しておらず、当時の申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用について証言を得ることはできなかった。

また、申立期間①及び②に係る社会保険事務所が管理するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、A社は、昭和 44 年 5 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間①及び②当時、一緒に勤務したとして同僚 4 人の名前を挙げているが、そのうち 2 人は、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、名前が見当たらないことから、同社においては必ずしも全員を一律に厚生年金保険に加入させていなかった事情がうかがえる。また、一緒に勤務したとする同僚のうち、当該名簿により、申立期間①及び②当時にA社において厚生年金保険被保険者資格を有していたことが確認できる 2 人に照会したところ、全員から回答が得られたものの、当時の

申立人の勤務状況等について証言は得られなかった。

加えて、申立期間①及び②当時のA社の事業主は既に他界しているほか、商業登記簿謄本を取得できないことから、当時、同社において取締役を務めていた者について確認することができないため、申立人に係る申立期間①及び②当時の厚生年金保険の適用に関する具体的な証言を得ることができない。

また、公共職業安定所に照会したところ、申立期間①及び②に係るA社における申立人の雇用保険被保険者記録は無い旨の回答が得られた。

このほか、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

- 2 申立期間③及び④について、当時、B社に勤務していた同僚5人に照会したところ、3人から回答があり、全員が、申立人が同事業所に勤務していたことは記憶しているが、勤務期間、勤務条件及び厚生年金保険の適用については分からない旨の回答が得られた。

また、申立人は、申立期間③及び④当時、一緒に勤務した同僚4人の名前を挙げていることから、存命中で連絡先の判明した2人に照会したところ、全員から回答が得られたものの、当時の申立人の勤務状況等について証言は得られなかった。

さらに、申立期間③及び④当時のB社の事業主は既に他界しているほか、当時、同社において取締役を務めていた者に照会したところ、回答が得られないことから、申立人に係る申立期間③及び④当時の厚生年金保険の適用に関する具体的な証言を得ることができない。

加えて、申立期間③及び④に係る社会保険事務所が管理するB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、B社は、昭和44年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となったことが確認できる。

また、公共職業安定所に照会したところ、申立期間③及び④に係るB社における申立人の雇用保険被保険者記録は無い旨の回答が得られた。

このほか、申立期間③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間③及び④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として各申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年8月21日から45年4月1日まで
② 昭和45年4月1日から46年7月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、A社に勤務していた期間及びB社に勤務していた期間について、脱退手当金が支給済みとなっている旨の回答を受けた。

しかし、私は、脱退手当金を受給した記憶は無いので、両申立期間について脱退手当金が支給済みとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が管理する申立人のB社に係る厚生年金保険被保険者原票には、申立人に脱退手当金が支給されたことを示す「脱」表示が記されているとともに、両申立期間に係る脱退手当金の実支給額についても法定支給額と一致し、計算上の誤りが無い上、支給対象期間の最終事業所であるB社の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後に脱退手当金の支給決定が行われていることなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間である2回の被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、申立期間後の被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものと考えるのが自然である。

なお、C社（B社の後継会社）に照会するとともに、B社において脱退手当金を請求した者及び申立人と退職時期の近い同僚のうち、連絡先が判明した7人に照会し、6人から回答が得られたが、いずれも脱退手当金の取扱いについての具体的な証言は得られなかった。

このほか、申立人から聴取しても申立期間に係る脱退手当金を受給した記憶が無いと主張するのみで、ほかに申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 592 (事案 179 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年3月25日から32年9月30日まで

A社B事業所(現在は、C社D事業所)に勤務していた期間について、厚生年金保険の被保険者として認められなかった。

E社(FグループのG等の管理会社)から提出された「じん肺管理区分決定申請書、じん肺管理区分決定通知書及びじん肺健康診断結果証明書の写し」では、労働者であったとして証明してあるにも関わらず、厚生年金保険被保険者として認められないことに納得ができない。

今回、「当時の賃金一覧」を提出するので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立については、申立人が、A社B事業所における厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを裏付ける資料は無いほか、社会保険事務所が管理する同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間における申立人の氏名は無く、同社より、標準報酬月額算定基礎届が毎年提出されており、10年以上の長期間にわたり申立人の記録のみ欠落したものと考えるとして、既に当委員会の決定に基づく平成21年3月4日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人から提出された「じん肺管理区分決定申請書、じん肺管理区分決定通知書及びじん肺健康診断結果証明書の写し」については、前回申立時において確認済みである。

また、今回申立人から提出された「当時の賃金一覧」について、申立人は、A社の庶務担当者が作成したものを知人が預かっており、それをもらったと主張しているが、作成日及び作成者の表示が無く、厚生年金保険料は給与の5パーセント程とあるのみで、そのほかに申立期間に係る厚生年金保険料控除に関する記載は見当たらない。

さらに、申立人が、申立期間当時の申立人の状況について証言する者とし

て、名前を挙げた3人の同僚については、前回申立時において確認済みであり、そのうち2人は既に他界し照会することができない上、残る1人（H）からは、申立人が申立期間において厚生年金保険の被保険者であったことを裏付ける具体的な証言は得られていない。

申立人は「当時の賃金一覧」などの新たな資料が見つかったと主張するが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、ほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 6 月 26 日から同年 12 月 1 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険加入記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、昭和 62 年 6 月 26 日から同年 12 月 1 日までの期間について、標準報酬月額が 15 万円となっている旨の回答を受けた。私は、A社に常務取締役、本店長の職務及び年俸 800 万円の約束で入社しており、1か月の給与は約 66 万 7,000 円となるはずなので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の現在の代表者から、申立人が他社から引き抜きのような形で入社し、内部的には役員待遇だったことは事実であり、そのような事情で入社した人物に低額の給与を支給したとは考え難いとする旨の証言が得られているとともに、申立期間当時のA社の従業員から、申立人は当初から店長として入社した旨の証言が得られていることから、申立人が、申立期間について、社会保険庁のオンライン記録を上回る給与の支給を受けていたことは推認できる。

一方、A社に照会したところ、申立期間当時の資料の保存は無く、当時を知る先代社長や会長も他界しており、当時の事情は不明である旨の回答が得られた。

また、申立期間当時、A社において社会保険事務を担当した者に照会したものの、当時の記憶は定かではなく、申立人の標準報酬月額について具体的な証言を得ることはできなかった。

さらに、申立期間当時、A社において厚生年金保険被保険者資格を有する者 14 人のうち、存命中で連絡先が判明した 5 人に照会したものの、申立人の標準報酬月額について具体的な証言を得ることはできなかった。

加えて、社会保険庁のオンライン記録には、さかのぼって標準報酬を引き下げる等の不自然な処理を行った形跡は無く、昭和 62 年 10 月の定時決定においても、申立人の標準報酬月額は、従前と同額の 15 万円となっていること

が確認できる。

このほか、申立人は昭和 61 年度（60 年分）、62 年度（61 年分）及び平成元年度（63 年分）の住民税の通知書並びに昭和 63 年分の源泉徴収票を提出しているが、申立期間に係る昭和 62 年分の保険料控除額について確認できる資料の提出は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。